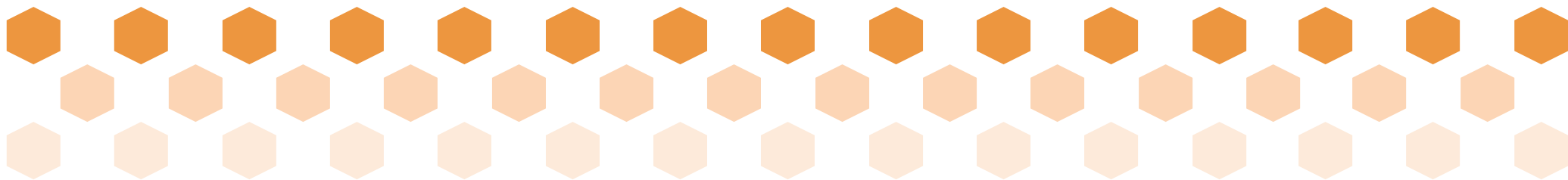


国家戦略特区提案に関する対応状況について



令和 8 年 8 月 7 日

農林水産省・環境省

（１）食品リサイクル推進に向けた規制緩和に関する提案概要



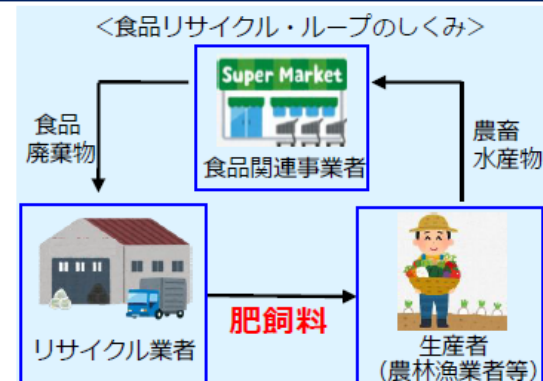


食品リサイクル制度に関する規制緩和提案について

R6.10.23 福岡市 提出資料
①食品リサイクル推進に向けた
規制緩和

1

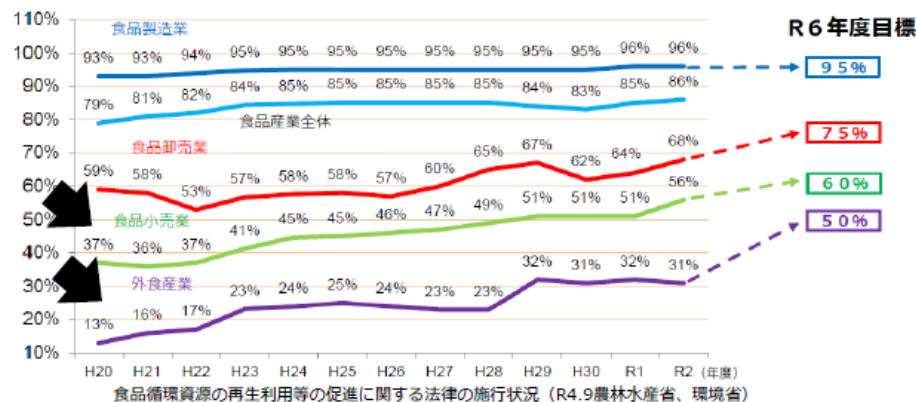
- 現状**
- 食品小売業や外食産業から発生する食品廃棄物のリサイクル率は30～50%で、**食品製造業等（約90%）と比較して低い**
 - 現行の食品リサイクルループは、**肥飼料に限定**



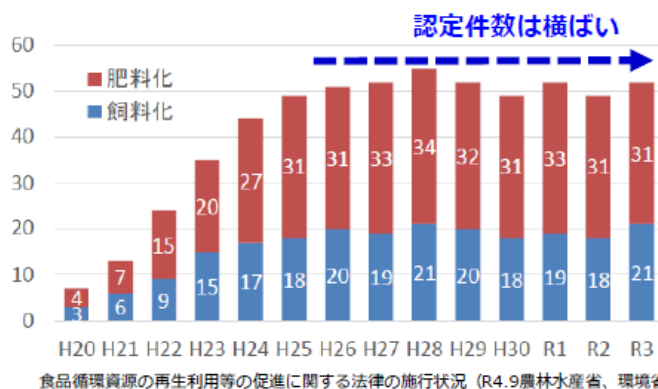
- 課題**
- 食品小売業等からの食品廃棄物はプラスチック等の混入が多く、飼料や肥料に不向きな場合が多いため、食品リサイクル・ループに取り組める食品関連事業者が限られる
 - 都市部では飼料や肥料の活用先に限りがあるため、ループの形成が困難

⇒ **焼却・埋立で処分されてしまい、リサイクルが進まない**

■再生利用等実施率に関する目標



■リサイクルループの認定状況の推移





食品リサイクル制度に関する規制緩和提案について

2

現行規制

リサイクルループの認定はリサイクル事業により得られた肥飼料の利用に限定

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）第19条
食品関連事業者又は食品関連事業者を構成員とする事業協同組合その他の政令で定める法人は、特定肥飼料等の製造を業として行う者及び農林漁業者等（農林漁業者その他の者で特定肥飼料等を利用するものをいう。以下同じ。）又は農林漁業者等を構成員とする農業協同組合その他の政令で定める法人と共同して、再生利用事業の実施、当該再生利用事業により得られた特定肥飼料等の利用及び当該特定肥飼料等の利用により生産された農畜水産物、当該農畜水産物を原料又は材料として製造され、又は加工された食品その他の主務省令で定めるものという。）の利用に関する計画（以下「再生利用事業計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、これを主務大臣に提出して、当該再生利用事業計画が適当である旨の認定を受けることができる。

緩和案

メタン化施設で製造した電力を食品関連事業者、若しくは生産者が利用する場合もリサイクルループの対象とする。ただし、既に肥飼料化に取り組んでいる食品関連事業者のメタン化への切替は対象外とする。



効果

- 食品関連事業者が食品リサイクルに取り組みやすい環境の拡大
→リサイクル率の向上
- 全国のコンビニ店舗（約57,000店舗）が取り組んだとすると
→メタン化によるごみ減量効果 約12.5万トン/年※
再エネ発電によるCO2削減効果 約3.16万t-CO2/年

（参考）福岡市内のメタン化施設

- ・ごみ減量効果 10,000トン/年
- ・再エネ発電量 12,000MWH/年
- ・CO2削減効果 5,544t-CO2/年

（参考）コンビニ店舗数

- ・福岡県内 約2,300店舗
- ・福岡市内 約 700店舗

※コンビニ1店舗あたりの食品廃棄物排出量を10kg/日として試算

循環型社会を形成するための法体系

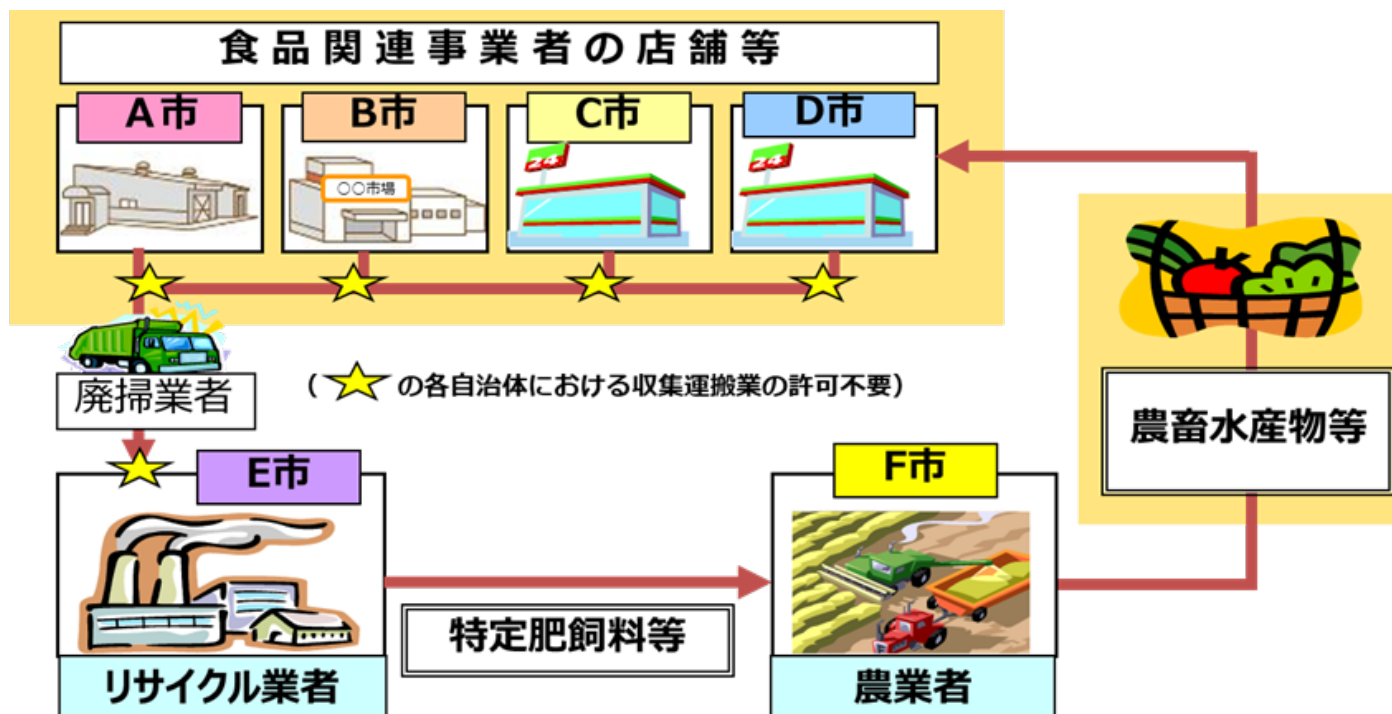


「再生利用事業計画（食品リサイクルループ） 認定制度」におけるメタンの位置付け

○ 食品リサイクルの基本方針において、肥料化には食品循環資源を原材料とするメタン化の際に発生する発酵廃液等を肥料の原材料として利用する場合を含むことが明記されており、肥料化として認定されている。

○ メタンを燃焼して得られる電力を利用する食品リサイクルループの認定はできない。

- 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 116 号。以下、「食品リサイクル法」という。）では、再生利用事業計画認定を受けることで、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下、「廃棄物処理法」という。）で規定されている一般廃棄物の荷積み及び荷卸しに係る収集運搬の許可（廃棄物処理法第 7 条第 1 項）を不要とする特例を設けている（食品リサイクル法第 21 条第 2 項）。
- 現行法令は、特定肥飼料等としてメタンを指定しているものの（食品リサイクル法施行令第 2 条第 5 号）、農業者のメタンの直接利用及び特定肥飼料等に該当しないメタンを燃焼して得られる電力の利用について再生利用事業計画の認定を想定していない。





- 福岡市の提案を受けて、第65回国家戦略特別区域諮問会議において、食品循環資源のメタン化を経て得られた電力を特定農畜水産物の生産等に利用する取組を新たに食品リサイクルループの認定対象とする是非を検討することになった。
- 令和7年度までに農林水産省及び環境省が連携して調査・検討、関係審議会の議を経て、令和8年度までのできるだけ早期に必要な措置を講じる。

食品リサイクル推進に向けた規制緩和（令和6年（2024年）12月24日 国家戦略特区諮問会議決定）

- 主に都市部における外食や食品小売業の食品リサイクルを促進するため、食品循環資源のメタン発酵から得られた電力を特定農畜水産物の生産等に利用する取組を新たに食品リサイクルループの認定対象とすることの検討に当たっては、**食品リサイクル法基本方針の優先順位を前提に、肥飼料化が困難な食品循環資源の基準や認定要件の確認方法等**について、2025年度までに農林水産省及び環境省が連携して調査・検討を行い、必要に応じて関係審議会の議を経て、2026年度までのできるだけ早期に必要な措置を講ずる。
- 調査・検討に際しては、**肥飼料化の取組実態や食品循環資源の性状等の技術的観点に基づき、経済合理性や地域の実情等を考慮**しつつ行う。

食品リサイクル法基本方針の優先順位を前提に

食品循環資源のメタン発酵から得られた電力を特定農畜水産物の生産等に利用する取組を
新たに食品リサイクルループの認定対象とする是非の検討

肥飼料化の取組実態 食品循環資源の性状等の技術的観点 経済合理性 地域の実情



都市部における外食や食品小売業の食品リサイクルを促進

（２）本会合でのこれまでの検討経緯



これまでの合同会合での検討経緯

- 食品リサイクルループ認定は「食品廃棄物由来の肥飼料を用いて生産される農畜水産物の食品関連事業者による利用」が含まれ、再生利用手法の優先順位はメタンよりも飼料化、肥料化が優先される。
- 令和4～5年「再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース」に基づく食品リサイクル法の見直しの検討において、食品リサイクルループ計画の対象範囲として、メタン化から発生するエネルギー利用は認定を可能としないことが適当であるとの結論を得ている（詳細次スライド）。

平成13年
(2001年)

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）（食品リサイクル法）の施行
食品廃棄物等の再生利用手法として、肥料、飼料、油脂及び油脂製品、メタンを規定

平成19年
(2007年)

平成19年食品リサイクル法の改正

再生利用事業計画に係る制度が見直しされ、食品廃棄物由来の肥飼料を用いて生産される農畜水産物の食品関連事業者による利用に関する事項等を計画事項として追加。食品リサイクルループ認定制度（※認定制度の対象にメタンは含まれず）^{出所1）}

平成27年
(2015年)

平成27年食品リサイクル法関係省令の一部改正

食品廃棄物等の再生利用手法の優先順位について、飼料化、肥料化、メタン化等飼料化及び肥料化以外の再生利用の順とすることが定められた^{出所2）}

令和4年～
令和5年
(2022年～2023年)

「再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース」に基づく食品リサイクル法の見直しの検討

食品リサイクルループ計画の対象範囲として、「特定農畜水産物等」の対象品目を拡大し、メタン化から発生するエネルギーを追加することは妥当か議論が行われ、引き続き認定を可能としないことが適当であるとの結論を得る

令和6年
(2024年)

国家戦略特区等ワーキンググループにおいて福岡市から食品リサイクル推進に向けた規制緩和について提案

福岡市から都市部における食品廃棄物のリサイクル率向上を目的として、メタン化施設で発電した電力を食品関連事業者等が利用する場合にも、現行のリサイクルループ認定の対象に加える規制緩和の提案がされた。
基準や認定要件について今後調査・検討し、令和8年度中に必要な措置を講ずることとなった

令和7年
(2025年)

規制緩和提案に対する検討のポイント等について、調査・検討

食品関連事業者へのヒアリング、登録再生利用事業者へのアンケート調査などの実態調査を実施。また、検討会（2回）を開催し、調査等を踏まえた規制緩和提案に対する検討のポイント等を議論。

出所）1 環境省 報道発表2007年03月01日（<https://www.env.go.jp/press/8097.html>）（26/06/29最終閲覧）
2 環境省 報道発表2015年07月31日（<https://www.env.go.jp/press/101285.html>）（26/06/29最終閲覧）

合同会合におけるこれまでの経緯

○令和5年（2023年）合同会合において、メタン化が食品リサイクルループに認定された場合、肥飼料化の優先順位との整合性が崩れることへの懸念が示され、引き続き認定を可能としないことが適当であるとの結論を得る。

食料・農業・農村政策審議会 食料産業部会 食品リサイクル小委員会
／中央環境審会 循環型社会部会食品リサイクル専門委員会 合同会合での検討結果

再エネTF委員要望（抜粋）（第16回 再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース会議資料 令和3年9月21日）

再生利用事業計画認定制度の再生利用に係る製品（特定肥飼料等）の対象に、メタン発酵を経て得られるエネルギーも含まれるよう制度変更を行うなど、エネルギー利用によるリサイクル・ループの認定が可能となるような措置を令和3年度内できるだけ早期に講じるべき



○合同会合（令和5年9月22日）資料（抜粋）

- これまで、再生利用事業により得られた特定肥飼料等を利用して生産された農畜水産物及びその加工品に限定しているのは、食品循環資源の有する成分や熱量（カロリー）を最も有効に活用できる飼料・肥料化事業によりリサイクルを実施するという食品リサイクル法の基本方針に基づく優先順位を考慮したもの。

○今後の食品リサイクル制度のあり方について（令和5年12月18日 合同会合報告書）（抜粋）

メタン化事業により得られた熱・電気等のエネルギーを対象とした食品リサイクル・ループ計画については、引き続き認定を可能としないことが適当である。この理由として、既に肥飼料化が定着している食品循環資源までもメタン化に切り替えられ、基本方針に掲げる再生利用手法の優先順位と整合性がとれなくなるおそれがあること、また、メタン化事業により発生する副産物がリサイクル・ループ内で液肥として利用されない場合には、それらをリサイクル・ループの外で廃棄物として適正処理する必要があることが挙げられる。

令和7年度の調査・検討の状況

○令和7年度に、農林水産省・環境省にて、食品関連事業者へのヒアリング、登録再生利用事業者へのアンケート調査などの実態調査を実施。

○また、農林水産省委託事業として検討会（2回）を開催、規制緩和提案に対する検討を実施。

- ・ 農林水産省・環境省にて、食品関連事業者へのヒアリング（食品小売業、外食産業、計4件）、登録再生利用事業者へのアンケート調査などの実態調査を実施。
- ・ また、農林水産省「令和7年度循環経済の実現に向けた食品リサイクル法認定再生利用事業計画の手法に関する判断基準等検討プロジェクト委託事業」として、検討会を2回開催（非公開、オンラインで実施）した。

<名称>

「食品リサイクル法認定再生利用事業計画に関する検討会」

<開催概要>

第1回：令和8年1月21日（水） 9:00～11:00

第2回：令和8年2月25日（水） 10:30～12:30

※いずれも非公開、オンラインで開催

<委員・構成員>

石川 雅紀 叡啓大学副学長 ソーシャルシステムデザイン学部長・特任教授 （座長）

安西 みゆき 一般社団法人日本フードサービス協会 環境委員

株式会社アレフ

牛久保 明邦 公益財団法人Save Earth Foundation 顧問

片野 宣之 一般社団法人全国食品リサイクル連合会 理事

鈴木 一十三 一般社団法人フランチャイズチェーン協会 環境委員会 委員長

株式会社ローソン 理事執行役員 サステナビリティ推進室 室長

高橋 巧一 一般社団法人全国食品リサイクル連合会 副会長

株式会社日本フードエコロジーセンター 代表取締役



登録再生利用事業者アンケート項目

- 1 再生利用事業登録を受けて実施している再生利用の概要
- 2 再生利用事業登録を受けて実施している再生利用の実績・料金等
- 3 食品関連事業者（排出事業者）からの食品廃棄物等の受入条件**
- 4 食品廃棄物等の内容ごとの受入状況**
- 5 食品関連事業者から受け入れている食品廃棄物等の収集運搬の距離
- 6 食品リサイクルループの認定を肥飼料化以外にも拡大することに対するご意見

食品関連事業者ヒアリング項目

- 1 食品循環資源（食品廃棄物）の再生利用状況
- 2 仕向け先の選定理由
- 3 分別や収集の実情等**
- 4 取組までの課題と優先順位の高い肥飼料化が実施できた工夫や課題を克服するために実施した対策等
- 5 現状の食品リサイクルを実施する上での課題と必要な対策、今後の展望

令和7年度の調査・検討の状況

- 委員等からの意見を踏まえて、規制緩和提案に対する検討のポイントを「(1)法の意義・目的と整合が取れた制度の推進」、「(2)食り法における優先順位を踏まえ、飼料化・肥料化からメタン化への切替回避」、「(3)電力がループしていることの確認方法（トレーサビリティ）」と整理。
- 令和7年度検討会でご指摘いただいた調査すべき事項について、現在とりまとめ中のため、次回（秋頃）の合同会合にて事務局よりご説明、審議いただく予定。

検討のポイント

(1)法の意義・目的と整合が取れた制度の推進

食品リサイクル法の意義・目的との整合性

メタン発酵に伴い発生する発酵残渣の有効利用

メタン化を肥料成分の有効利用の有無によって区別するべきではないか（国民への啓発効果があるかの観点も含め）

農林漁業者との連携が損なわれる懸念

(2)食り法における優先順位を踏まえ、飼料化・肥料化からメタン化への切替回避

飼料化・肥料化できる/されている食品循環資源がメタン化に切り替わる懸念

(3)電力がループしていることの確認方法（トレーサビリティ）

リサイクルループの証明